

医政発 0418 第 3 号
令和 5 年 4 月 18 日

(別 記) 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

視能訓練士養成所指導ガイドラインについて (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別 記)

公益社団法人 日本医師会会長

公益社団法人 日本視能訓練士協会会長

全国視能訓練士学校協会会長

公益社団法人 日本眼科学会会長

文部科学省 高等教育局長

医政発0418第2号

令和5年4月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

視能訓練士養成所指導ガイドラインについて

視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）については、平成14年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、医療技術の高度化と複雑化等による業務の拡大により、視能訓練士に求められる役割や知識等は変化してきた。これら視能訓練士を取り巻く環境の変化に対応するため、令和3年9月から「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月2日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「視能訓練士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に臨地実習については、「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、医療のみならず保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで多彩な臨地で実習する機会を設けることを推奨する等が検討され、臨地実習の対象範囲を大きく見直す取組が求められたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

本ガイドラインは、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に関しては令和6年4月1日から、同条第2号に関しては令和8年4月1日からそれぞれ適用することとし、「視能訓練士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第29号都道府県知事宛本職通知）は、同条第1号に関しては令和6年3月31日、同条第2号に関しては令和8年3月31日をもってそれぞれ廃止する。

[別紙]

視能訓練士養成所指導ガイドライン

1 一般的事項

- (1) 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下「令」という。）第11条の指定の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 令第12条第1項の変更の承認申請は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- (3) 専任教員である医師は、視能訓練につき少なくとも5年程度の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

- (1) 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号。以下「指定

規則」という。)別表第1及び別表第2に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

(4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考第2号及び別表第2の備考第2号に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業は行わないこと。ただし、別表1の教育内容(社会の理解)に掲げる事項についてはその限りでないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次の実習ができるものを有し、その広さは、学則に定める入学定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。ただし、視能訓練のための実習及び眼科実習を行う実習室については、構造設備が兼用できる場合に限り、相互に兼用しても差し支えないものであること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(5) 教育上必要な専門図書は1000冊(ただし、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第2号の養成所にあつては500冊)以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

6 臨地実習に関する事項

- (1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であって厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。
- (3) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。
- (4) 保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで、実習の機会を設けることが望ましいこと。

7 その他

- (1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条第1項の報告は確実かつ遅滞なく行うこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 指定規則第3条第3項の承諾書は、申請に係る養成所が実習施設である病院に附設されている場合においては、添付を省略しても差し支えないものであること。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書(指定申請書提出後にあつては指定申請中)であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数		教育目標
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	
基礎分野	科学的思考の 基盤	14		<p>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。</p> <p>生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。</p> <p>国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</p> <p>患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。</p>
	人間と生活			
	社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と 機能及び心身 の発達	8	4	<p>人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。</p>
	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促 進	9	6	<p>健康、疾病及び障害について、予防、発症、治療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、職業倫理を理解し、感染症対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。</p>
	視覚機能の基 礎と検査機器	8	8	<p>視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。</p>
	保健医療福祉 と視能障害の リハビリテー ションの理念	7	5	<p>保健医療福祉の推進のために、社会保障制度を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。</p> <p>併せて、特別支援教育等を含む地域社会</p>

				における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。
	小計	32	23	
専門分野	基礎視能矯正学	12	12	視能矯正の枠組みと理論を理解し、体系的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。 また適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。
	視能検査学	11	11	多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。
	視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
	視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。 また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。
	臨地実習	16	13	基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。 また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。 併せて、臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に

				臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果を確認し、視能訓練士としての基礎的な実践能力を身につける。
	小計	55	52	
	合計	101	75	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

○機械器具

品目	数量
心理検査用具	
心理検査用具 3種以上	各1
視力測定装置	
遠用 3種以上	10
近用 3種以上	各2
乳幼児用 3種	各1
視野測定装置	
動的量的視野計	10人で1
静的量的視野計	15人で1
中心視野計、中心暗点計 2種	各2
色覚検査機器	
色覚検査表 3種以上	各1
アノマロスコープ	1
色相配列検査 2種以上	各1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置	
倒像鏡	1
直像鏡	10人で1
集光レンズ(14D、20D等)	1
*角膜形状解析装置一式	1
オフサルモメーター	1

プラチドー	1
*角膜内皮細胞測定装置	1
細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2
眼底撮影装置	10人で1
三次元眼底解析装置	1
外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	1
眼球突出計	10人で1
検眼機器	
検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式)	6人で1
遠近用レンズセット	3
レンズメーター	6人で1
瞳孔距離計	1
他覚的屈折検査機器一式	
レフラクトメーター	8人で1
レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1
模型眼	4人で1
板付きレンズ	5
*光学式眼軸長測定装置	1
眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1
コンタクトレンズ検査用機器	
コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2
ブラックライト	1
調節検査機器(近点計を含む2種)	3
暗順応に関する機器	1
両眼視機能検査機器	
大型弱視鏡	8人で1
斜視角測定機器	
マドックス正切スカラ(5メートル用)	1
角プリズム、プリズムバー	各2人で1

膜プリズムトライアルセット	2
ローレンス斜視計	1
眼球運動(複像)測定装置	
ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器	
遠見ステレオテスト	1
近見ステレオテスト 4種以上	4人で1
三柱深径覚計(三杆法)	1
網膜対応検査機器	
残像検査装置	2
ウォース4灯計、ベレンス3色灯	各1
バゴリーニレンズ	5人で1
バゴリーニレッドフィルターラダー	1
不等像検査機器	2
視能矯正・訓練治療機器	
コーディネートル	2
カイロスコープ	3
立体鏡	3
斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器	
視覚障害者用シミュレーションレンズ	1
視覚障害者用補助具	
弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組
拡大装置(タブレット端末を含む。)	1
遮光眼鏡一式	1
生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1

超音波診断装置(A/Bモード)	1
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1
消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

備考 *を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

○標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 2種以上	各1
頭骨模型	5人で1

(別添)

新旧対照表

新	旧
<p>視能訓練士養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 授業に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>合併授業又は合同授業は行わないこと。但し、別表1の教育内容(社会の理解)に掲げる事項についてはその限りでないこと。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 臨地実習に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であって厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>視能訓練士養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 授業に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 合併授業又は合同授業は行わないこと。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 臨地実習に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

(4) 保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつこと
で、実習の機会を設けることが望ましいこと。

7～8 (略)

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数		教育目標
		法第14条	法第14条	
		第1号	第2号	
基礎分野	科学的思考の基盤	14		科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。
	人間と生活			
	社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。
	疾病と障害	9	6	健康、疾病及び障害について、予防、発症、治

(新設)

7～8 (略)

別表1

教育内容と教育目標 [3年課程]

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人間と生活		
小計		14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
	疾病と障害の成り	8	健康、疾病及び障害について、予防と回復過程

	害の成り立ち及び回復過程の促進			療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、職業倫理を理解し、感染症対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。
	視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	7	5	保健医療福祉の推進のために、 <u>社会保障制度</u> を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。 併せて、 <u>特別支援教育等を含む地域社会</u> における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。
	小計	32	23	
専門分野	基礎視能矯正学	12	12	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、 <u>視覚心理</u>

	立ち及び回復過程の促進			の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を学習する。
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	5	5	保健医療福祉の推進のために、 <u>心身の状態</u> を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。 併せて、 <u>地域社会における関係諸機関との調整</u> 及び教育的役割を担う能力を育成する。
	小計	29	29	
専門分野	基礎視能矯正学	10	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。

			<p>物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。</p> <p>また適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。</p>			
視能検査学	11	11	<p>多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。</p>	視能検査学	10	<p>視能検査の専門的知識と技術を習得し、評価について学習するとともに、職業倫理を高める。</p>
視能障害学	6	6	<p>視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。</p>	視能障害学	6	<p>視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。</p>
視能訓練学	10	10	<p>視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。</p> <p>また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。</p>	視能訓練学	10	<p>視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理の立場から必要な知識と技術を習得する。</p> <p>また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。</p>
臨地実習	16	13	<p>基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。</p> <p>また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場</p>	臨地実習	14	<p>基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</p>

			におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。 併せて、臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果を確認し、視能訓練士としての基礎的な実践能力を身につける。
	小計	55	52
合計		101	75

(削除)

	小計	50	
合計		93	

教育内容と教育目標〔1年課程〕

	教育内容	単位数	教育目標
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	5	健康、疾病及び障害について、予防と回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。

	視覚機能の基礎と 検査機器	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を学習する。
	保健医療福祉と視 能障害のリハビリ テーションの理念	3	保健医療福祉の推進のために、心身の状態を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。 併せて、地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	小計	20	
専門分野	基礎視能矯正学	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。
	視能検査学	10	視能検査の専門的知識と技術を習得し、評価について学習するとともに、職業倫理を高める。
	視能障害学	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
	視能訓練学	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理の立場から必要な知識と技術を習得する。

		また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。
臨地実習	11	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。 また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。
小計	47	
合計	67	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

○機械器具

品目	数量
(削除)	(削除)
心理検査用具	
心理検査用具 3種以上	各 1
(削除)	(削除)
視力測定装置	
遠用 3種以上	10

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

○機械器具

品目	数量
光学顕微鏡	6人で1
心理検査用具	
心理検査用具 3種以上	各 1
職業適性検査用具 2種以上	各 1
視力測定装置	
遠用 3種以上	10

近用 3種以上	各2	近用 3種以上	各2
乳幼児用 3種	各1	乳幼児用 3種	各1
視野測定装置		視野測定装置	
動的量的視野計	10人で1	動的量的視野計	10人で1
静的量的視野計	15人で1	静的量的視野計	15人で1
中心視野計、中心暗点計 2種	各2	中心視野計、中心暗点計 2種	各2
色覚検査機器		色覚検査機器	
色覚検査表 3種以上	各1	色覚検査表 3種以上	各1
アノマロスコープ	1	アノマロスコープ	1
色相配列検査 2種以上	各1	色相配列検査 2種以上	各1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置		前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置	
倒像鏡	<u>1</u>	倒像鏡	<u>4人で1</u>
直像鏡	<u>10人で1</u>	直像鏡	<u>2人で1</u>
集光レンズ(14D、20D等)	<u>1</u>	集光レンズ(14D、20D等)	<u>4人で1</u>
*角膜形状解析装置一式	1	*角膜形状解析装置一式	1
オフサルモメーター	<u>1</u>	オフサルモメーター	<u>10人で1</u>
プラチドー	<u>1</u>	プラチドー	<u>2</u>
*角膜内皮細胞測定装置	1	*角膜内皮細胞測定装置	1
細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2	細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2

眼底撮影装置	10人で1	眼底撮影装置 卓上・手持型含む3種以上	8人で1
三次元眼底解析装置	1	*三次元眼底解析装置(SLO、OCT等)	1
外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	1	外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	10人で1
眼球突出計	10人で1	眼球突出計	10人で1
検眼機器		検眼機器	
検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式)	6人で1	検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式)	6人で1
遠近用レンズセット	3	遠近用レンズセット	3
レンズメーター	6人で1	レンズメーター	6人で1
瞳孔距離計	1	瞳孔距離計 3種以上	4人で1
他覚的屈折検査機器一式		他覚的屈折検査機器一式	
レフRACTOMETER	8人で1	レフRACTOMETER	8人で1
レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1	レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1
模型眼	4人で1	模型眼	4人で1
板付きレンズ	5	板付きレンズ	5
*光学式眼軸長測定装置	1	(新設)	(新設)
眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1	眼圧測定機器(トノメーター、ノンコンタクト及びビジュアルを含む3種以上)	10人で1
コンタクトレンズ検査用機器		コンタクトレンズ検査用機器	

コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2	コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2
ブラックライト	1	ブラックライト	1
調節検査機器(近点計を含む2種)	3	調節検査機器(近点計を含む2種)	3
暗順応に関する機器	1	暗順応検査機器	1
(削除)	(削除)	X線フィルムビューアー	1
両眼視機能検査機器		両眼視機能検査機器	
大型弱視鏡	8人で1	大型弱視鏡 3種以上	8人で1
(削除)	(削除)	位相差ハプロスコープ	1
斜視角測定機器		斜視角測定機器	
マドックス正切スカラ(5メートル用)	1	マドックス正切スカラ(5メートル用)	1
角プリズム、プリズムバー	各2人で1	角プリズム、プリズムバー	各2人で1
膜プリズムトライアルセット	2	膜プリズムトライアルセット	2
ローレンス斜視計	1	ローレンス斜視計	1
眼球運動(複像)測定装置		眼球運動(複像)測定装置	
ヘス赤緑試験	1	ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器		立体視検査機器	
遠見ステレオテスト	1	遠見ステレオテスト	1
近見ステレオテスト 4種以上	4人で1	近見ステレオテスト 4種以上	4人で1

三柱深径覚計(三杆法)	1	三柱深径覚計(三杆法)	1
網膜対応検査機器		網膜対応検査機器	
残像検査装置	2	残像検査装置	2
ウォース4灯計、ベレンス3色灯	<u>各1</u>	ウォース4灯計、ベレンス3色灯	<u>3</u>
バゴリーニレンズ	5人で1	バゴリーニレンズ	5人で1
<u>バゴリーニレッドフィルターラダー</u>	<u>1</u>	<u>バゴリーニ赤フィルター棒</u>	<u>10人で1</u>
不等像検査機器	2	不等像検査機器	2
視能矯正・訓練治療機器		視能矯正・訓練治療機器	
(削除)	(削除)	<u>オイチスコープ(点滅装置を含む。)</u>	<u>2</u>
コーディネートル	<u>2</u>	コーディネートル	<u>3</u>
カイロスコープ	3	カイロスコープ	3
立体鏡	3	立体鏡	3
斜視手術器具一式(供覧用)	1	斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器		視覚障害者用機器	
視覚障害者用シミュレーションレンズ	1	視覚障害者用シミュレーションレンズ	1
視覚障害者用補助具		視覚障害者用補助具	
弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組	弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組
<u>拡大装置(タブレット端末を含む。)</u>	1	拡大装置	1
遮光眼鏡一式	1	遮光眼鏡一式	1

生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1
超音波診断装置(A/Bモード)	1
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1

生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1
超音波診断装置(A/Bモード)	1
*瞳孔反応測定装置(イリスコーダー)	1
動物解剖用器具一式	相当数
視聴覚教育機器一式	1
情報処理機器	
パーソナルコンピューター	3人で1
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各2
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1

消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

備考 *を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

○標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 <u>2種以上</u>	<u>各1</u>
頭骨模型	5人で1
(削除)	(削除)

消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

備考 *を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

○標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型	<u>5人で1</u>
頭骨模型	5人で1
病理組織学的標本及び模型	<u>一式</u>

4 文科高第 2074 号
医政発 0331 第 24 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各私立大学長
殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）については、別添のとおり令和 5 年 3 月 31 日に公布されました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）第 2 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 号及び第 2 号に規定する学校又は視能訓練士養成所（以下「指定学校養成所」という。）の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する指定学校養成所については指定規則別表第一、同条第 2 号に規定する指定学校養成所については指定規則別表第二に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 今般、国民の医療へのニーズの多様化や、医療技術の高度化と複雑化などによる、視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割や知識等の変化に対応するため、「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、指定学校養成所における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 3 年 12 月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
 - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第 14 条第 1 号の指定学校養成所の総単位数を現行の 93 単位から 101 単位に、同条第 2 号の指定学校養成所の総単位数を 67 単位から 75 単位に引き上げること

等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

○ 指定規則別表第一について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活 (新設)			人間と生活 <u>社会の理解</u>	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8		専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>8</u>	専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>9</u>
	視覚機能の基礎と検査機器	8		視覚機能の基礎と検査機器	8
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>5</u>		保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>7</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>10</u>	専門分野	基礎視能矯正学	<u>12</u>
	視能検査学	<u>10</u>		視能検査学	<u>11</u>
	視能障害学	6		視能障害学	6
	視能訓練学	10		視能訓練学	10
	臨地実習	<u>14</u>		臨地実習	<u>16</u>
合計		<u>93</u>	合計		<u>101</u>

○ 指定規則別表第二について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	4	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	4
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>5</u>		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>
	視覚機能の基礎と検査機器	8		視覚機能の基礎と検査機器	8

	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>3</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>10</u>
	視能検査学	<u>10</u>
	視能障害学	6
	視能訓練学	10
	臨地実習	<u>11</u>
合計		<u>67</u>



	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>5</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>12</u>
	視能検査学	<u>11</u>
	視能障害学	6
	視能訓練学	10
	臨地実習	<u>13</u>
合計		<u>75</u>

- 指定規則別表第一及び別表第二の臨地実習の備考として、以下の内容を追加する。
 - ・ 臨地実習のうち1単位は、臨地実習前後の技術・知識の到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていること等を確認する実技試験及び指導）を必修として行うこと。その際、臨地実習後の振り返りを行うこととする。
- 必要な経過措置を定める。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日及び適用期日

- 令和5年4月1日（ただし、別表第二の改正規定については、令和7年4月1日。）
 - ※ 本省令による改正後の指定規則に基づくカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）に対応する視能訓練士国家試験が令和8年度（令和9年2月頃予定）から施行されることから、修業年限3年以上の課程については令和6年度入学生から、修業年限1年以上の課程については令和8年度入学生から新カリキュラムが適用されることとする。

以上

○厚生労働省令第三号

視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十条第一項の規定に基づき、視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年三月三十一日

厚生労働大臣
加藤 勝信
文部科学大臣
永岡 桂子

視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
視能訓練士学校養成所指定規則(昭和四十六年文部省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

別表第一(第二条関係)

基礎分野	教 育 内 容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの 理念	七 八 九 八
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十 十一 十二 十六
合 計		百一

備考 一・二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十五単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十九単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。

五 臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価(病院等における臨地実習を実施する前に、病院等における臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに病院等における臨地実習を実施した後に、病院等における臨地実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。)を行うこと。

別表第二(第二条関係)

専門基礎分野	教 育 内 容	単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの 理念	四 六 八 五

改 正 前

別表第一(第二条関係)

基礎分野	教 育 内 容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 (新設)	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの 理念	五 八 八 八
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十 十一 十六 十四
合 計		九十三

備考 一・二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十四単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十六単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。
(新設)

別表第二(第二条関係)

専門基礎分野	教 育 内 容	単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの 理念	四 五 八 三

(傍線部分は改正部分)

		専門分野
備考 一・二 (略)	合	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習
	計	十二 十一 六 十 十三 七十五
<p>備考 一・二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容六十二単位以上（うち専門基礎分野二十三単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>四 臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。</p> <p>五 臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（別表第一備考第五号に規定する技能修得到達度評価をいう。）を行うこと。</p>		
備考 一・二 (略)	合	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習
	計	十一 十 六 十 十一 六十七
<p>備考 一・二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十六単位以上（うち専門基礎分野二十単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>四 臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。</p> <p>(新設)</p>		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日において現に視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の視能訓練士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 令和七年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和5年4月18日

○ 本Q&Aについて

国民の医療へのニーズの変化と多様化による業務の拡大、医療技術の高度化と複雑化などによる、視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる役割や知識等も変化している。このような環境の変化に対応するため、養成施設の教育内容の見直しや臨地実習の充実等による視能訓練士の質の向上が求められている。

そこで、令和3年9月から「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月2日に報告書を取りまとめ、本年3月に、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）を改正するとともに、視能訓練士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第29号厚生労働省医政局長通知）を改正したところである。

本Q&Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したため、下記の事項にご留意願いたい。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】 -----	2
【2. 臨地実習の在り方について】 -----	7
【3. その他】 -----	8

(略称)

「法」：視能訓練士法（昭和46年法律第64号）

「令」：視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）

「施行規則」：視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）

「指定規則」：視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）

「指導ガイドライン」：視能訓練士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第29号厚生労働省医政局長通知）

「報告書」：視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書（令和3年12月2日）

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 基礎分野について

問1－基礎分野の教育内容に、コミュニケーション能力を養う目的で「社会の理解」が追加されているが、単位数の増加はなく、どのような講義内容を想定しているのか。

（答）他職種との連携を推進しチーム医療の一員としての役割を果たすために必要な基盤知識・技術として新たに追加した。患者との信頼関係の形成や医療面接に必要な言語・非言語コミュニケーションの意義などのコミュニケーションスキル、医療従事者間におけるコミュニケーションの重要性など、良質で安全な医療の実践に必要なコミュニケーション能力を学習することとしている。

○ 専門基礎分野について

問2－専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」の教育目標に「生命現象をより深く理解するための能力を養う」が追加されているが、改正前の教育目標との相違は何か。

（答）従来解剖学、生理学という個別の学問としてではなく、広く「生命現象」として理解する能力を養うこととしている。解剖学、生理学と合わせて、生化学などの観点を加え、画像・映像などを用いて理解を進めていただくことが望ましい。

問3－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標に「職業倫理の理解」、「感染症に対する対応」、「救急対応を含む医療安全の知識」、「高次機能障害や発達障害等の基礎的知識」が新たに追加されたが、増加された1単位で全てを行うのか。

（答）従前の指定規則で専門分野「視能訓練学」に含まれていた「感染症に対する対応、救急対応」は、専門基礎分野内で基本知識として広く学習すべきとして専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に配置した。専門分野との関わりも含め、「職業倫理の理解」、「感染症に対する対応」、「救急対応を含む医療安全の知識」、「高次機能障害や発達障害等の基礎的知識」に関する知識を含め9単位の範囲でカリキュラムを立案していただきたい。

問4－「職業倫理」に関する教育目標について、専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「職業倫理の理解」と専門分野「臨地実習」の教育目標にある「職業倫理を高める」をどのように位置づけるか。

（答）専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」では、視能訓練士の行動指針や倫理要綱を学習し、患者の個人情報や権利、インフォームドコンセント、多職種連携に関わる情報提供など、医療従事者として必要な職業倫理の理解を深めるものを想定している。

一方、専門分野「臨地実習」では、実践現場での学習を通じた、行動指針や倫理要綱の活用・展開、視能矯正の実践に関わる倫理的問題を考察し、倫理的判断力や態度の基礎を養うことを想定している。

問5－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理」は、どのような講義内容を想定しているのか。

（答）診療における医療従事者としての感染及び感染予防対策に関する知識、検査に伴う副作

用対応、救急対応など、他の医療従事者と共通した、医療安全に関する幅広い事項を想定している。

問6－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「高次脳機能障害や発達障害の基礎」の学習は、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 高次脳機能障害や発達障害に対して、視能の専門家の立場から他職種への情報提供や、他職種と連携した評価・訓練ができるよう、基本的知識を学習することを想定している。

具体的内容として高次脳機能障害においては、脳損傷に起因する認知障害の種類と症状、生活への適応困難について主な学習内容とすることを想定しており、発達障害においては、自閉症スペクトラムや注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害など主として発達性高次認知機能障害の種類と特徴を主な学習内容とすることを想定している。

問7－専門基礎分野「視覚機能の基礎と検査機器」について、医療技術の進展による新たな検査機器の登場や機器の高度化が進む中で、当該分野の教育目標の変更は必要ないか。

(答) 教育目標の追加・変更としては示していないが、新たな検査や方法に対応して理解する能力を養う必要があることから、関連する検査原理や検査・測定および評価に必要な基礎的知識については、各養成施設の判断にて適宜カリキュラムにおいて追加し、教授していただきたい。

問8－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標から「心身の状態の理解」が削除されているが、当該内容の教育は必要ないか。

(答) 「心身の状態の理解」については、専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」の中で、人を心身の両面から理解するために、人間の発達過程を人体形成、発達・成長、加齢の観点および心理面の発達・成長の観点から学習することを想定している。

問9－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標に「社会保障制度の理解」及び「多職種連携」が追加されているが、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応した教育とするため、地域包括ケアシステムや在宅医療などの医療・介護制度の概要について学習するとともに、他職種との連携が必要な事項であることから、他職種理解と協働に必要な基本的技能を学習することを想定している。

問10－「多職種連携」の学習には他の職種との合同学習が効果的であると考えますが、合併及び合同授業は認められるか。

(答) 患者や医療スタッフとの良好な人間関係を構築するために必要なコミュニケーション能力を養う目的で、新たに基礎分野に追加した「社会の理解」の中で実施するのであれば差し支えない。

問 11－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標に「特別支援教育等」が追加されているが、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 地域社会における視能訓練士の役割として、視覚障害児の発達への対応が重要であることから、視覚障害の早期発見・治療とリハビリテーションへのつなぎについての理解を深めるために、特別支援教育の制度概要と実際について、新たに追加して学習することを想定している。

問 12－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」で、社会保障制度の理解が教育目標に示されているが、保健行政との繋がりや健診業務などを含むか。

(答) 学校保健、産業保健、一般保健行政および関連法規を含む基本的知識、健診業務の実際について、他職種との連携も踏まえて、専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」で学ぶことを想定している。

○ 専門分野（臨地実習を除く）について

問 13－専門分野「基礎視能矯正学」の教育目標に「視覚心理物理」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 視覚の情報処理過程の基礎と、光覚、色覚、視覚の時間・空間特性について学習し、視覚情報入力がどのように知覚、認知されるか学習する。また、心理物理量の客観的測定法についても学習することを想定している。

問 14－専門分野「基礎視能矯正学」の教育目標に「適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 幾何光学分野の基礎知識に加えて、適切な視覚環境を整えるための生理光学および眼鏡学の専門知識を学習し、また眼鏡処方検査に必要な専門知識とともに眼鏡構造および眼鏡調整技術についても学習することを想定している。

問 15－専門分野「視能検査学」の教育目標に「画像情報の利用を含む評価技能」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 光干渉断層計（前眼部・後極部）をはじめとする眼科画像検査機器の測定原理を理解し、画像情報の利用が診断・治療に有用となる眼疾患の理解とあわせて、画像撮影法および病態評価法について学習することを想定している。

問 16－専門分野「視能訓練学」の教育目標に「視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術の習得」が示されているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 従来の「視能矯正・視能訓練」に加え、視覚補助具や日常生活用具の適応と選定などの視覚リハビリテーションのための専門知識と技能を学習することを明記した。また円滑なりハビリテーションを実践するために、日常生活動作や歩行などの運動機能と視能との関連について学習することを想定している。

○ 専門分野（臨地実習）について

問 17－専門分野「臨地実習」の教育目標に「外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得する」とあるが、手術室での実習とはどのような内容か。

（答）手術室での実践・行為を伴う実習ではなく、感染予防や清潔・不潔の管理、直接介助、間接介助の別などを事前指導や見学を通じて学習することを想定している。

問 18－専門分野「臨地実習」の教育目標に「手術室など含む多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得する」と明記されているが、手術設備のない施設での実習は不適切となるか。

（答）手術室はあくまで具体例であり、手術設備のない施設を実習施設とすることは差し支えない。

問 19－専門分野「臨地実習」の教育目標に「臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果の確認」が明記されているが、実施時期はいつか。また臨地実習前後の到達度評価とは具体的にどのような内容か。

（答）実施の時期は各養成施設の判断となる。

臨地実習前後の到達度評価は、視能訓練士の資格を有さない学生が臨地実習に臨むにあたり、臨地実習前に臨地実習に必要な技能と態度を備えていること等を確認するシミュレーション実習や指導、実技試験等を行うことを想定している。

臨地実習後の到達度評価においては、臨床実習による学習効果の確認で行うことを想定している。

問 20－臨地実習前の到達度評価について、統一の評価基準は示されていないが養成施設ごとに定めても良いか。

（答）貴見のとおり。

問 21－臨地実習前の評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。

（答）臨床実習前の評価は、視能訓練士の資格のない学生が、患者に接して臨地実習を行うことから、安全性や患者との良好なコミュニケーション能力を含めた総合的知識及び基本的技能・態度を十分に備えていることの確認を目的としているため、知識・技能・態度が一定水準に満たない学生については必要な指導を行うことで、資質の向上を図っていただきたい。

問 22－臨地実習後の振り返りとは具体的に何を示しているのか。

（答）実習報告会や実習指導者からの助言をフィードバックするものを想定している。実施の際には知識・技術に対する成果にとどまらず、ポートフォリオを活用して患者の立場や視能訓練士の役割に対する意識の変化を価値ある成長として明確化し、課題に対する解決を促すようにし

ていただきたい。

問 23－専門分野「臨地実習」16 単位の運用について、16 単位中、11 単位以上は病院等での実習、1 単位は実習前後の評価としているが、残りの 4 単位はどのような施設での実習とするべきか。

(答) 高齢化社会に伴う地域包括ケアシステムの構築等、視能訓練士として社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革への対応や、あるいは視覚障害児の発達に対応した実践的な学習となるよう、医療のみならず保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで多彩な臨地で実習する機会を設けることが望ましい。

具体的には、保育園・幼稚園・こども園等の幼児教育施設や、社会福祉施設、特別支援学校などがこれに相当するものであり、16 単位中、病院等での実習を 11 単位以上、実習前後の評価として 1 単位を充足したうえで実施いただきたい。

問 24－専門分野「臨地実習」16 単位の運用について、病院等での実習以外に、保健、福祉、介護、教育の分野での臨地実習施設の確保にあたり、結果として実施が困難であった場合、16 単位中 15 単位を病院等で臨地実習を行うことについては差し支えないか。

病院等での実習の実施に加え、保健、福祉、介護及び盲学校を含めた特別支援学校等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいものの、臨地実習施設の確保が困難な場合が見込まれることから、今回の見直しにおいては努力義務としている。

取り組んだ結果であれば差し支えないが、視能訓練士を養成するにあたり実施することが望ましいことには変わりはなく、ご留意の上、各学校養成所において工夫いただきたい。

問 25－専門分野「臨地実習」で「臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返り」に要する単位数を増加しても良いか。

(答) 教育の内容は定めるもの以上であることを求めており、15 単位以上を病院等その他の臨床実習を実施し、実習前後の評価として 1 単位行うのであれば、各養成校の現状に合わせて運用して差し支えない。

○ 臨地実習の 1 単位の時間数について

問 26－臨地実習の 1 単位の時間数が見直されているが、従来の考え方との違いは何か。

(答) 単位の計算方法については、従前どおり、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするが、実習記録、レポート等の授業時間外に必要な学修を考慮して、これを 1 単位の時間数に含むこととした。具体的には 1 単位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に必要な学修等と判断できる自己学修については、1 単位当たり 5 時間までの範囲で換算して差し支えない。

問 27－「1 単位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、時間外に行う学修等がある場

合には、その時間を含めて 45 時間以内とする」とあるが、1 日 8 時間で 5 日間の実習を行う施設においては、課題を与える場合は、1 日 1 時間程度で終了する程度の課題と考えて差し支えないか。

(答) 貴見のとおり。

【2. 臨地実習の在り方について】

○ 臨床実習を実施する施設の要件について

問 28—実習指導者の視能訓練士の要件に厚生労働省の定める基準に合った『視能訓練士臨床実習指導者講習会』を修了した者であることが望ましいこと」とされているが、今後、実習施設に講習会修了者の配置が必須となるのか。

(答) 5 年後を目処とした次回の見直しの際に、必須配置について検討することを前提として、関係団体による手厚いサポートの必要性について言及された上で、今回のとりまとめにおいては努力規定としている。

○ 臨地実習指導者の要件に関する事項について

問 29—実習指導者の視能訓練士の要件として「厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨床実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと」とされているが、これまで公益財団法人 医療研修推進財団が主催する視能訓練士実習施設指導者等養成講習会を受けている者は臨床実習指導者講習会を修了した者とみなされるのか。

(答) 新カリキュラム適用日までの間に標記講習会の修了者が、厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨床実習指導者講習会」を修了した者とみなされるかについては、検討会の中で論点としてあげられ、不足分として基本的な教授すべき内容及び講習時間は満たしているもののテーマの構成が指針とは異なる点や、実施方法が参加者主体の体験型研修を主に行われているわけではない点が指摘された。

今回の見直しでは、臨地実習指導者の要件として臨地実習指導者講習会の修了を必須とはしておらず、施行までに修了者の整備が必要となる状況ではないことから、5 年後を目処とした次回見直しの際に修了した者とみなすかどうかを検討する。

問 30—厚生労働省の指針に沿った講習会は Web を活用した形式で行ってよいのか。Web を活用した形式で行っても厚生労働省の指針に則った講習会とみなされるのか。

(答) ワークショップ（参加者主体の体験型研修）による実施が原則ではあるが、対面によるワークショップの実施が困難で、やむを得ずビデオ・オン・デマンドや Web を活用した形式で行う場合は、対面による実施と同等の教育的効果が得られることを前提に代替えして差し支えない。

なお、当該指導者講習会が本指針に則ったものとしてみなされるかについては、確認依頼書等にて厚生労働省医政局医事課まで企画申請をいただき、確認できた場合に限られる。

【3. その他について】

○ 養成所に備えるべき備品等の見直しについて

問 31—養成所に備えるべき備品は、新カリキュラムが適用されるまでに備えなければならないか。

(答) 令和6年度の入学生に対する教育に影響が出ないように、必要な備品などを順次備えること。

問 32—現行のガイドラインに「暗順応検査機器」が備えるべき備品にあるが、現在製造・販売がされていない機器のためどう対応したらよいか。

(答) 視覚生理学においては暗順応および暗順応曲線などの学習は不可欠であり、また近年、高齢者の運転免許更新時に夜間視力検査が義務づけられているものの、簡易的な代替え機器を用いて暗所での視機能を定性的に学ぶことは可能であると考えられることから、暗順応検査機器はすでに販売中止され機器の入手は困難であることも考慮し、今回の検討で「暗順応に関する機器」と変更した。

今回の見直しでは暗順応検査機器に限定せず、夜間視力計等の暗順応に関する機器を用い、暗順応に関して学習することとする。

○ 適用時期および経過措置について

問 33—視能訓練士法第14条第1号の新カリキュラムは令和6年4月の入学生から適用となるが、法第14条第2号の適応はいつからとなるか。

(答) 法第14条第1号は令和6年度入学からの適用となる場合、新カリキュラムに対応した国家試験の適用は令和6年度から実施とするよう予定している。これに合わせ法第14条第2号は令和6年度から新カリキュラムの適用となる。

○ カリキュラムの見直し時期について

問 34—新カリキュラムの適用から5年を目途として、新たな見直しの必要性についての検討を行うとしているが、法第14条第1号と第2号とでは適用時期が異なるため、見直し時期も異なるのか。

(答) 視能訓練士の教育に係るカリキュラム等については、今後の国民の医療ニーズの増大と多様化等に伴う役割の変化も踏まえ、必要に応じて検討することを考えているが、まずは適用から5年後を目途に、今回の改正の評価や今回の報告書において課題とされた事項等については職能団体にて検討いただきたい。